

## 今後の獣医師が求められるものとは何か

松尾和俊<sup>†</sup>（農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室  
室長）



### 1 背 景

前職で獣医師に関わる業務を行ったことから獣医師に求められるものは何だろうと考えるようになった。先ほど、世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関である国際獣疫事務局（WOAH：創設時の通称名 OIE）の国際会議に参加した。参加者の大半が獣医師であり、彼ら「獣医師」は国家資格（または、国家が認めた団体等による承認）を所持していた。国内または地域内の大学に獣医学のコースがない場合は、海外の大学で修学し、修学先で獣医師の資格を取得していた。また、WOAH そのものが獣医師による越境性疾病対策の協議の場として1924年に発足している。

このように、約100年前の獣医師には、動物の臨床治療サービスに加え、感染症や衛生に関する専門家としてのサービスを提供することが社会的に求められていた。私自身も大学院就学の間、理容・美容学校において衛生学を教授することで糊口を凌いだという経験がある。

私自身は日本の獣医師は、国家試験の際には、獣医師法（昭和24年法律第186号）第10条にある内容

第十条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

について、の習熟・修学が求められている一方で、その業務の核となる部分、社会的に提供が求められているサービスは、同法第一条の

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

と考えている。

獣医師は、同法第22条に基づき2年ごとに、住所地等を管轄する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届

ける義務を負うものの、更新試験等はなく、日々個々の獣医師が精進していく必要があると考えている。

こうした中、今後の10年間で獣医師が新たに、または、深めていく学習事項やサービスについて、昨今新たに聞かれるようになった用語等から4つの分野について検討する。

### 2 検 討

#### (1) ワンヘルス及びワンヘルスアプローチ

ワンヘルス及びワンヘルスアプローチは、人、動物、環境（生態系：ecosystem）の健康を一体的に、持続可能でバランスを取った対応を進めるという手法（参考1）。これについては、以前はワンヘルスという用語はないものの獣医師の教育の中では人獣共通感染症対策として公衆衛生学等で取り扱われてきた課題であり、内容的に獣医師の世界では新しいものはない。獣医師は狂犬病をはじめとした人獣共通感染症対策に関わってきており、人の既知の感染症のうち、6割が動物から来ており、新興感染症の4分の3が動物由来であることについては、獣医学生が必修となっているなど、核となる考え方はすでに修得している。

卒後にも新しい知見を取り込んでいくことで全ての獣医師が対応できるものと思う。

参考1：[https://www.who.int/health-topics/one-health#tab=tab\\_1](https://www.who.int/health-topics/one-health#tab=tab_1)

#### (2) 動物の飼養・飼育に関するコンサルタント

コンサルタント業については、豚においては日本養豚開業獣医師協会（JASV）のような団体もあるなど、すでに獣医師による高いレベルのコンサルタント業務は現場レベルで実施されている。特に家畜分野においては管理獣医師が定着してきている。

私も米国留学中に酪農へのコンサルタントを主業とする会社からリクルートを受けたことがある。この企業は子牛の取引価格、飼料価格、畜産物価格（乳価等）、疾病動向等から各農家の増頭計画や出荷計画を立て、これ

<sup>†</sup> 連絡責任者：松尾和俊（農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3502-8295 FAX 03-3502-3385

E-mail : kazutoshi\_matsuo570@maff.go.jp

に基づきワクチンプログラムや飼料配合、バイオセキュリティの確保、畜舎拡大の際の動線を含めた畜舎整備計画など幅広く、総合的なサービスを提供していた。

先に述べた環境への影響を考慮するワンヘルスの観点や、特殊車両で飼料を運搬している現状の中での、物流・運送業界の2024年問題、ウクライナ事変等、突発的な国際動向に基づく、飼料価格の高騰などを考えると重要な分野である。

一方で、本業務は畜産物の生産・流通に対する知見や、飼料価格や動物・畜産物の価格動向に関する統計学的な分析が必要となってくる。こうした分野については、獣医学ではパーツ単位での学習で、俯瞰するような授業が少ないことや、統計学については十分な授業が提供されておらず、今でも多くの獣医学生は卒業論文のために自学することで対応するなど、システムとしてのサービス提供は薄い。

今後、国で立ち上げる飼養衛生管理支援システムも本格的に始動することとなっており、こうしたサービスの重要性は増していくと考える。

### (3) AI (人工知能)

これまでのところ医療分野のAIについては、創薬(医薬品開発)やゲノム医療を除けば、画像診断や診断・治療支援といった基本的に獣医療提供を支援するものであり、私自身は、獣医師にとって新たな医療器具や補助具が加わるという見方をしている。これまでも獣医師は支援器具や補助具については、テクノロジーの進化を踏まえ適宜、学習し応用してきており、従来の対応でも多くをカバーできるものと考えている。

### (4) 魚介類の病気への対応、研究の拡大

世界的に魚介類の需要が増す中、養殖業の拡大は大き

く、水産庁の統計によればすでに平成30年(2018年)の段階で、世界的には養殖業からの生産が大きくなっており、その後も養殖業からの生産は継続的に伸びている。

参考2：[https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/r02\\_h/trend/1/sankou\\_3\\_1.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/r02_h/trend/1/sankou_3_1.html)

日本においては、獣医師法第17条及びその関係政令に定める診療対象の飼育動物とはされていないものの、獣医師の衛生学、微生物学、薬学的知見は養殖業でも求められているものであり、農林水産省としても養殖場における魚病診断等に協力できる獣医師を募集している。

参考3：[https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan\\_yobo/list/list.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/list/list.html)

魚病学そのものは、獣医学のコアカリキュラムに入っており、全ての獣医学生が学んでいる状況である。

また、創薬の世界ではホヤなどの生物から新たな抗がん剤を含む生理活性物質を探し出す動きが大きくなってきている。これらの動物は原始的な免疫応答しかないため、体内で生理活性物質を生み出すことで対応しているとされる。

獣医師はこれまでも創薬の世界に関わってきており、創薬、養殖業の専門家として、拡大するこれらの分野への参加がより求められてくると思っている。

## 3 結 語

今回は昨今、聞かれるようになった用語等から4点について検討してみた。獣医師法の中でも獣医師は、「獣医師道」に背かないことが求められており(第5条の4)、その中には上述した第一条の目的のため、自ら継続的に学び続けることも含まれていると私自身は思っている。

獣医師として、本業がこれからも、社会的に必要とされ、世界的に認められた職業として発展していくことを期待して今回の投稿とした。